

# 平成30年8月から 高額療養費制度が改正されます

高額療養費制度とは、1か月の医療費自己負担額が一定の額（自己負担限度額）を超えたときに、その超えた分が給付される制度です。

この自己負担限度額は年齢と世帯の所得によって区分が定められており、所得に応じた医療費の負担をいただくように制度の見直しがされました。70歳以上75歳未満の方について、平成30年8月から下記のとおり改正されます。なお、70歳未満の方の所得区分及び自己負担限度額は平成27年1月に改正されており、70歳以上の方とは異なります。不明な点や詳細は国保医療係にお問い合わせください。

## 〈70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額〉

所得区分	平成30年7月診療分まで		所得区分	平成30年8月診療分から	
	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者 ※1	57,600円	80,100円 +(総医療費-267,000円)×1% (多数回該当 ※5 44,400円)	課税所得 690万円以上	252,600円 +(総医療費-842,000円)×1% (多数回該当 140,100円)	
一般 ※2	14,000円 (8月~翌年7月までの年間 限度額の合計額144,000円)	57,600円 (多数回該当 ※5 44,400円)	課税所得 380万円以上 690万円未満	167,400円 +(総医療費-558,000円)×1% (多数回該当 93,000円)	
低所得者II ※3	8,000円	24,600円	課税所得 145万円以上 380万円未満	80,100円 +(総医療費-267,000円)×1% (多数回該当 44,400円)	
低所得者I ※4	8,000円	15,000円	一般 ※2	18,000円(8月~翌年 7月までの年間限度額 の合計額144,000円)	57,600円 (多数回該当 44,400円)
			低所得者II ※3	8,000円	24,600円
			低所得者I ※4	8,000円	15,000円

### 【所得区分】

※1～70歳から75歳未満の課税所得145万円以上かつ収入383万円以上の方などが同じ世帯にいる方、窓口負担3割の方

(ただし、年金や給与などの収入の合計が単身世帯で383万円、2人以上世帯で520万円未満の場合は申請により所得区分が一般)

※2～現役並み所得者、低所得者II及びI以外の方

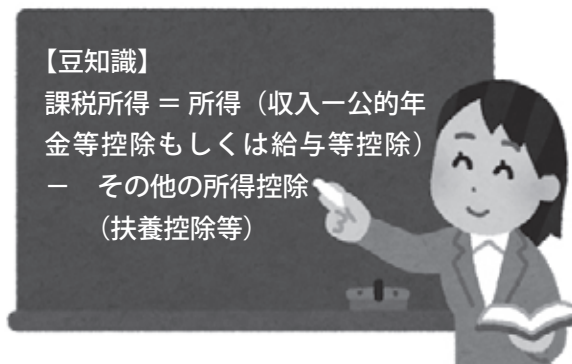
※3～低所得者I以外の方(世帯主と世帯に属するすべての被保険者が市町村民税非課税の方)

※4～市町村民税が非課税の方で、公的年金収入で80万円を控除して0円となる方

※5～多数回該当とは過去12カ月に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目から適用される限度額

### 【豆知識】

課税所得 = 所得(収入-公的年金等控除もしくは給与等控除)  
- その他の所得控除(扶養控除等)



( 部分が平成30年改正 )

## 比布町医療費助成制度のおしらせ



町では、保健と福祉の増進を図るため医療費助成事業を行っています。前期高齢者医療(※今年度から保険証と一体化)および重度・ひとり親等医療費助成制度では、受給者証を毎年8月に更新しています。医療費の負担割合が変更されている場合もありますので、必ず確認してください。

### ●前期高齢者医療

#### ◆対象者

・70歳から74歳までの方

※国保加入者でこれから70歳になられる方には、70歳になった翌月に「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を送付します。古い保険証と差し替えてお使いください。

※区分ごとの自己負担割合および限度額については、[5ページ](#)に記載していますので、ご確認ください。

※負担割合は、所得と生年月日によって異なります。

○一定以上所得のある方～3割負担

同一世帯で70歳以上の方の住民税課税所得が145万円以上の場合。ただし、70歳以上の方が1人の場合は年収が383万円未満、2人以上の場合は、年収の合計が520万円未満のときは届出により左記内容表の一般区分になります。

○昭和19年4月1日より前に生まれた方(平成26年4月1日までに70歳になられた方)～1割負担(74歳までの間)

○昭和19年4月2日より後に生まれた方(平成26年4月2日より後に70歳になられる方)～2割負担

### ●後期高齢者医療

#### ◆対象者

・75歳以上の方

・65歳から74歳までの方で身体障害者手帳1～3級または4級の下肢障害および音声・言語障害の方、障害年金を受給されている方または手帳などの交付は受けていないが前記と同程度の障害のある方

詳しくは、北海道後期高齢者医療広域連合ホームページをご覧ください。

<http://iryokouiki-hokkaido.jp>

### ●未熟児養育医療費助成

#### ◆対象者

・医師が入院治療を必要と認める未熟児

#### ◆内容

・入院医療費(保険対象)を助成します。

### ●精神疾患入院医療費一部助成(町単独事業)

#### ◆対象者

・精神疾患により入院している方

#### ◆内容

・入院医療費(保険対象)自己負担分の3分の2を助成します。

### ●子ども医療費助成(町拡大事業)

#### ◆対象者

・0歳～高校生相当年齢(満18歳に達する日以後最初の3月31日まで)

#### ◆内容

・入通院費、初診料など医療費(保険対象)の自己負担分を全額助成します。ただし、高校生相当年齢の方は、町内で使える商品券で還付します。



### ●重度心身障害者医療費助成

#### ◆対象者

・身体障害者手帳1・2級及び3級の内部障害の方  
・療育手帳「A」判定の方  
・精神科医が「重度の知的障害者」と判断した方  
・精神保健福祉手帳1級の方

#### ◆内容

・医療費(保険対象)の自己負担分を助成します。ただし、15歳以上で町民税課税世帯の方は1割負担分を差し引いた額になります。

### ●ひとり親家庭等医療費助成

#### ◆対象者

・配偶者がいない(行方不明、重度心身障害者を含む)家庭の母または父と児童(18歳の年度末まで)  
・両親のいない児童(18歳の年度末まで)

※上記に該当する学生の方は申請により20歳に達する月まで助成

#### ◆内容

・医療費(保険対象)の自己負担分を助成します。ただし、15歳以上で町民税課税世帯の方は1割負担分を差し引いた額になります。母及び父は入院のみ助成します。

◆重度心身障害者医療費助成およびひとり親家庭等医療費助成事業は、月ごとの上限額が改正されます。詳しい内容は、役場保健福祉課国保医療係へお問い合わせください。

### ●問い合わせ●

役場保健福祉課国保医療係 ☎85-4804